

「国民生活基礎調査」を読む

～ 平成22年調査の概要とその政策的インプリケーション ～

第二特別調査室 小 林 ひとし

1. はじめに

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、施策の企画立案と行政の運営に必要な基礎資料を得ることを目的としている。昭和61年から実施され、3年ごとに大規模な調査が実施されている¹。その9回目の大規模調査の結果が、厚生労働省から「平成22年 国民生活基礎調査」として、公表された。

国民生活基礎調査の調査結果には、我が国の社会保障や雇用政策の在り方を考えるに当たって、参考となる社会的事実が多く含まれている。また、過去のデータを時系列に観察することで、現在に至るまでの変化を分析することができる。その結果は、政策の対象となる社会事象の状況について、これまでの変遷と最新の動向を知る上で重要である。

政策の評価や今後の政策の立案に際して肝要なことは、その政策を支える社会的事実(あるいは立法事実)について、思い込みや先入観に捕らわれずに、客観的な事実を探ること(Fact Finding)である。

本稿では、このような観点から、国民生活基礎調査の中でも興味深いトピックスを、世帯、所得、貧困率等に関する調査結果から、いくつか紹介することとしたい²。

2. 調査の方法

国民生活基礎調査は、全国の世帯及び世帯員を対象とする調査である。

調査手法は、サンプリング調査であり、全数調査ではない。あらかじめ、一定の世帯³に調査票が配付され、それに世帯員が自ら記入し、それを調査員が後日、回収する方法がとられている。調査票には「世帯票」、「健康票」、「介護票」、「所得票」そして「貯蓄票」

1 3年ごとの大規模調査の中間の各年には、小規模な調査が実施されている。

2 本稿は、第二特別調査室「国民生活・経済・社会保障に関する調査資料」第10号に掲載したマンスリーウォッチ「独居老人500万人超 子どもの貧困率15.7%に」に大幅な加筆と修文を施したものである。

3 国民生活基礎調査は、後述する調査票の種類ごとに、「世帯票」と「健康票」については平成17年の国勢調査区から層化無作為抽出した5,510地区内すべての世帯(約29万世帯)と世帯員(約75万人)を客体としている。また、「介護票」については前記の5,510地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者と要支援者(約7千人)を客体としている。「所得票」と「貯蓄票」については、前記の5,510地区に設定された単位区(推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、1つの国勢調査区を地理的にいくつかの区域に分割したもの)のうち層化無作為抽出した2,000単位地区内のすべての世帯(約4万世帯)と世帯員(約10万人)を客体としている。

の5種類⁴がある。

「世帯票」、「健康票」と「介護票」については、平成22年6月3日（木）に実施され、全国の保健所、都道府県を通じて回収された。また、「所得票」と「貯蓄票」については、平成22年7月15日（木）に実施され、全国の福祉事務所、都道府県を通じて回収されている。集計⁵は、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課が行い、その結果が平成23年7月12日に公表された。

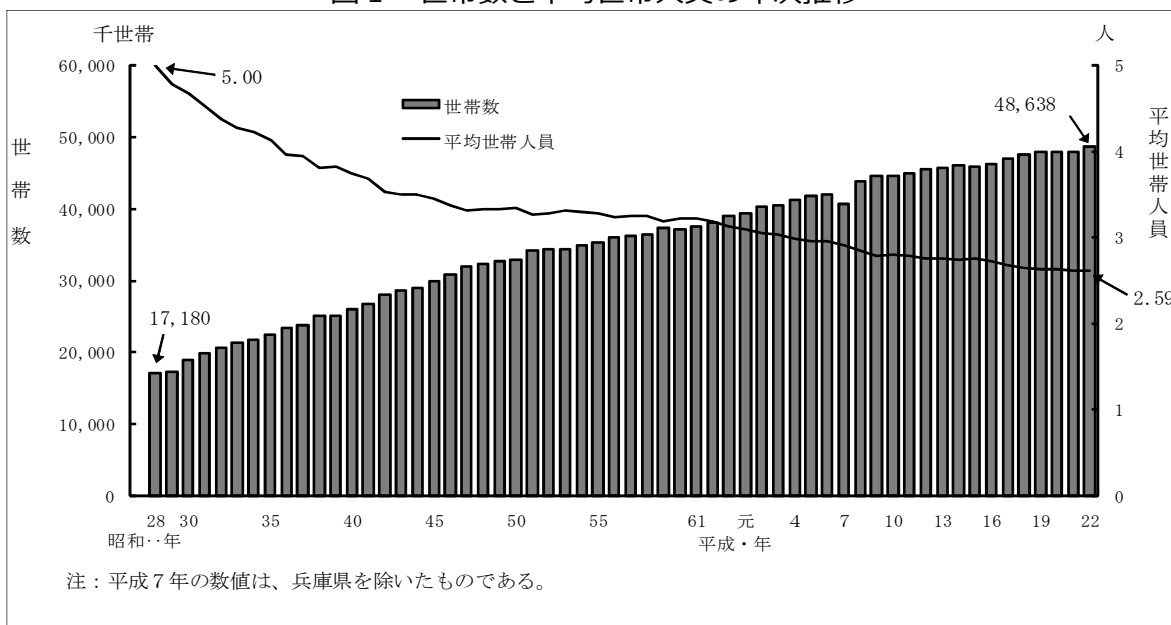
3. 調査結果の概要

（1）世帯数、世帯人員数、世帯構造及び世帯類型の状況

ア 戦後、世帯の数は3倍近く増え、1世帯当たりの平均人員は半減した

平成22年6月3日現在における世帯総数の推計値は、4,863万8千世帯であった。1世帯当たりの平均人員は2.59人となっている（図1参照）。

図1 世帯数と平均世帯人員の年次推移



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

4 各票の調査事項は、以下のとおり。

「世帯票」は単独世帯の状況、調査年の5月の家計支出総額、世帯主との続柄、性別、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等である。

「健康票」は自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、健康診断等の受診状況等である。

「介護票」は介護が必要な者の性別と出生年月、要介護度の状況、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況、主たる介護者の介護時間、家族等と介護事業者による主な介護内容等である。

「所得票」は調査の前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等である。

「貯蓄票」は貯蓄現在高、借入金残高等である。

- 5 平成22年調査において、回収された調査票のうち集計不能のものを除いた集計客体数は、「世帯票」と「健康票」が22万8,864世帯、「所得票」と「貯蓄票」が2万6,115世帯、「介護票」が5,614人であった。

厚生省大臣官房統計情報部の「厚生行政基礎調査」によると、昭和28年には、世帯総数は1,718万世帯、平均世帯人員は5.00人であった。我が国では60年近くの間、世帯の数は3倍近く増え、1世帯当たりの平均世帯人員は半減したことになる⁶。

イ 「高齢者世帯」が1,000万世帯を超え、「母子・父子世帯」も78万5千世帯に

世帯類型別にみると、「高齢者世帯」⁷は1,020万7千世帯（全世帯の21.0%）となっている。昭和61年の236万2千世帯（同6.3%）から増加の一途を辿っており、1,000万世帯を超えたのは調査が始まって以来初めてのことである。

一方、「母子世帯」は70万8千世帯（同1.5%）、「父子世帯」は7万7千世帯（同0.2%）となっている⁸。この調査が開始された昭和61年には、「母子世帯」は60万世帯（同1.6%）、「父子世帯」は11万5千世帯（同0.3%）であった。この間、増減を繰り返しながらも、「母子世帯」は2割近く増加しているのに対して、「父子世帯」はやや減少傾向にある（下表参照）。

表 世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	ひとり親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯	その他の 世帯	高齢者 世帯	母子世帯	父子世帯	その他の 世帯	
		推計数（単位：千世帯）						推計数（単位：千世帯）				（人）
昭和61年	37 544	6 826	5 401	15 525	1 908	5 757	2 127	2 362	600	115	34 468	3.22
平成元年	39 417	7 866	6 322	15 478	1 985	5 599	2 166	3 057	554	100	35 707	3.10
4	41 210	8 974	7 071	15 247	1 998	5 390	2 529	3 688	480	86	36 957	2.99
7	40 770	9 213	7 488	14 398	2 112	5 082	2 478	4 390	483	84	35 812	2.91
10	44 496	10 627	8 781	14 951	2 364	5 125	2 648	5 614	502	78	38 302	2.81
13	45 664	11 017	9 403	14 872	2 618	4 844	2 909	6 654	587	80	38 343	2.75
16	46 323	10 817	10 161	15 125	2 774	4 512	2 934	7 874	627	90	37 732	2.72
19	48 023	11 983	10 636	15 015	3 006	4 045	3 337	9 009	717	100	38 197	2.63
20	47 957	11 928	10 730	14 732	3 202	4 229	3 136	9 252	701	94	37 910	2.63
21	48 013	11 955	10 688	14 890	3 230	4 015	3 234	9 623	752	93	37 545	2.62
22	48 638	12 386	10 994	14 922	3 180	3 835	3 320	10 207	708	77	37 646	2.59
		構成割合（単位：%）						構成割合（単位：%）				
昭和61年	100.0	18.2	14.4	41.4	5.1	15.3	5.7	6.3	1.6	0.3	91.8	・
平成元年	100.0	20.0	16.0	39.3	5.0	14.2	5.5	7.8	1.4	0.3	90.6	・
4	100.0	21.8	17.2	37.0	4.8	13.1	6.1	8.9	1.2	0.2	89.7	・
7	100.0	22.6	18.4	35.3	5.2	12.5	6.1	10.8	1.2	0.2	87.8	・
10	100.0	23.9	19.7	33.6	5.3	11.5	6.0	12.6	1.1	0.2	86.1	・
13	100.0	24.1	20.6	32.6	5.7	10.6	6.4	14.6	1.3	0.2	84.0	・
16	100.0	23.4	21.9	32.7	6.0	9.7	6.3	17.0	1.4	0.2	81.5	・
19	100.0	25.0	22.1	31.3	6.3	8.4	6.9	18.8	1.5	0.2	79.5	・
20	100.0	24.9	22.4	30.7	6.7	8.8	6.5	19.3	1.5	0.2	79.0	・
21	100.0	24.9	22.3	31.0	6.7	8.4	6.7	20.0	1.6	0.2	78.2	・
22	100.0	25.5	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8	21.0	1.5	0.2	77.4	・

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」より作成

- 6 図1「世帯数と平均世帯人員の年次推移」における昭和60年以前の数値については、「厚生行政基礎調査」（厚生省大臣官房統計情報部）による。
- 7 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
- 8 「母子世帯」、「父子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合も含む）で、現に配偶者のいない（配偶者が長期間生死不明の場合も含む）65歳未満の者（母子世帯は女性、父子世帯は男性）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯をいう。

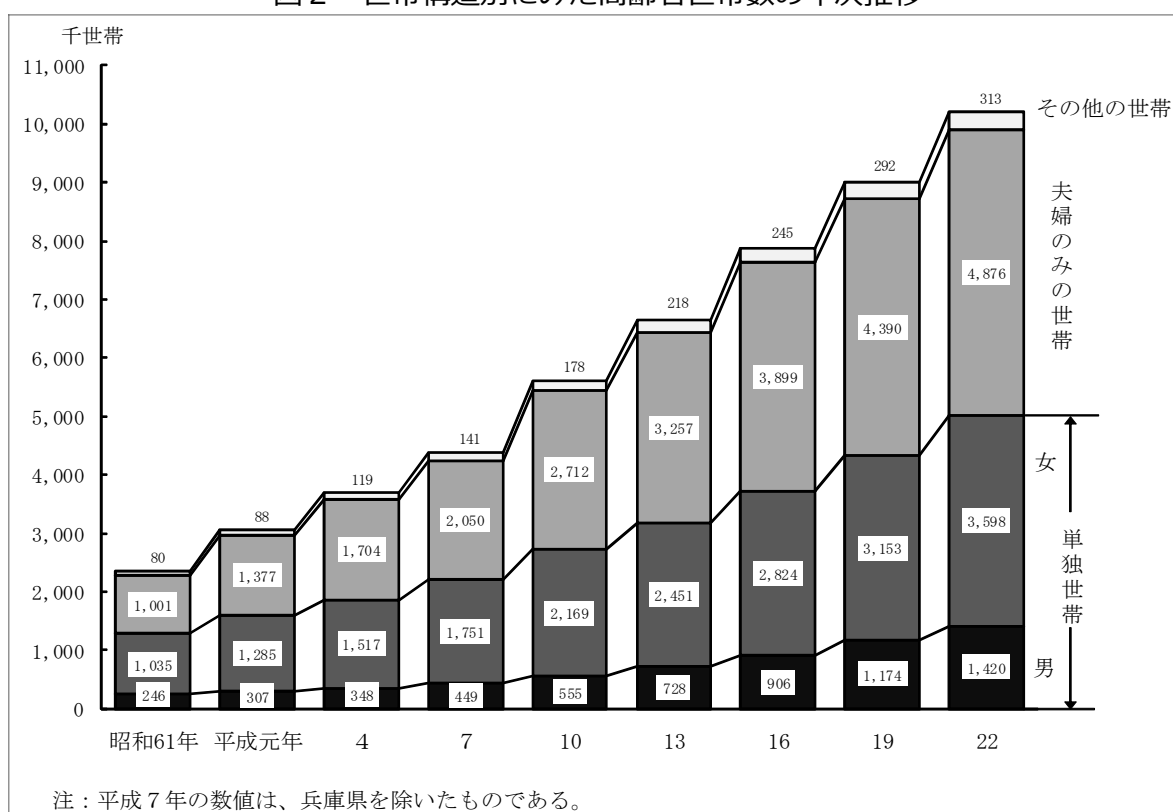
（２）高齢者世帯の状況と介護問題

ア 「65歳以上の単独世帯」は500万世帯を超え、女性がその７割以上を占めている

「高齢者世帯」を世帯構造別にみると、「単独世帯」が501万8千世帯（「高齢者世帯」の49.2%）となっており、「夫婦のみの世帯」の487万6千世帯（「高齢者世帯」の47.8%）を上回った。昭和61年の「高齢者の単独世帯」は128万1千世帯であったが、その後増加の一途を辿り、直近では年間30万世帯前後のペースで急増し続けている。

また、「高齢者の単独世帯」を性別にみると、「男性の単独世帯」が142万世帯（「高齢者単独世帯」の28.3%）であるのに対し、「女性の単独世帯」は359万8千世帯（「高齢者単独世帯」の71.7%）となっている（図2参照）。

図2 世帯構造別にみた高齢者世帯数の年次推移



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

高齢者向けの社会保障給付には、「夫婦世帯」を前提に制度設計されてきたものが少なくない。例えば、老齢基礎年金などは夫婦2人分の給付額を前提に給付水準が設定されてきた。

ところが、現実には、高齢者世帯の過半を「単独世帯」が占めるようになっている。しかも、女性は男性よりも10年近く長寿であることから、今後も「女性の単独世帯」の増加傾向が一層強まることを想定しておかなければならない。現行のような社会保障給付の在り方については、早晩、再検討する時期が来るのではないか。

これは社会保障給付の「単位」問題、すなわち給付を「世帯単位」とするか、「個人

単位」とするかという社会保障制度の基本的な問題でもある。具体的に老齢年金制度についてみると、現行の基礎年金制度を維持する場合には、「単独世帯」の給付水準を「夫婦世帯」の生活水準とのバランスに留意しながら、実質的に調整する方法が考えられる。最低保障年金を導入する場合は、その給付水準の設計の仕方如何ということになる。

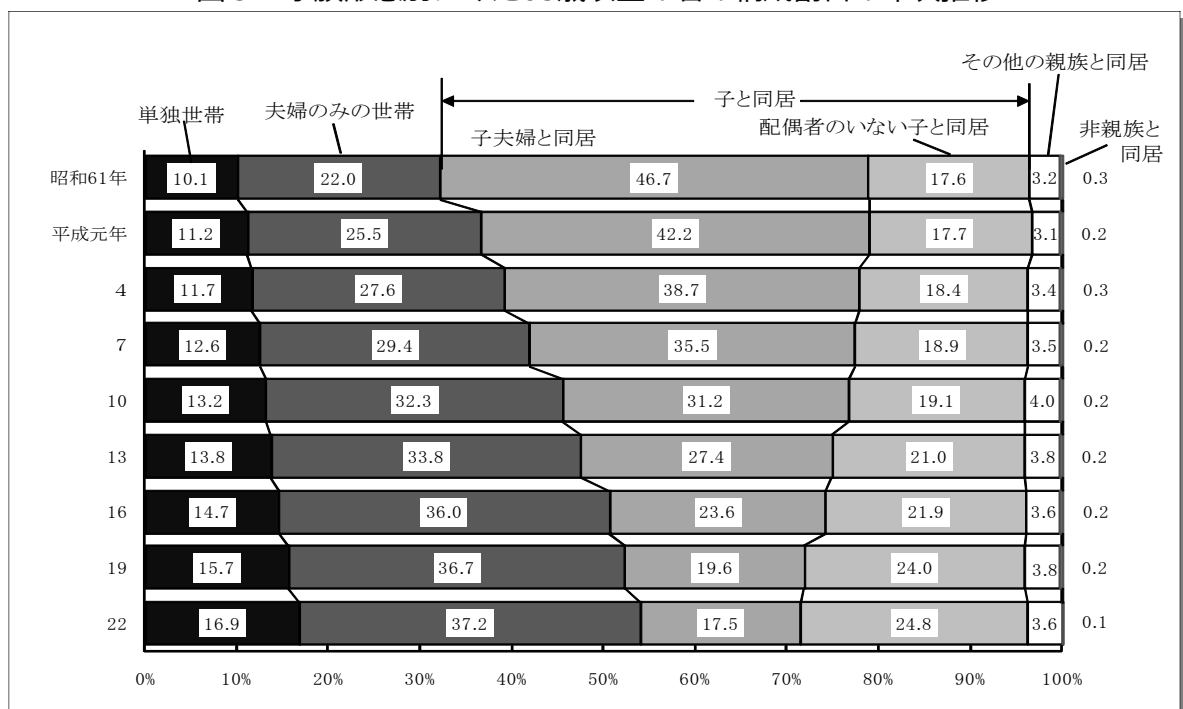
イ 65歳以上で「子等と同居していない者」は、「子等と同居している者」より多い

次に、「65歳以上の者」の世帯状況をみることにしよう。これを家族形態別にみると、「子と同居している者」が1,257万7千人（「65歳以上の者」の42.2%）、次いで「夫婦のみの世帯」（夫婦の両方または一方が65歳以上の世帯をいう。）⁹にいる者が1,106万5千人（「65歳以上の者」の37.2%）、「単独世帯」の者が501万8千人（「65歳以上の者」の16.9%）となっている。

「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」にいる「65歳以上の者」を合計すると1,608万3千人（「65歳以上の者」全体の54.0%）となり、「子・その他の親族・非親族と同居している65歳以上の者」の1,368万5千人（「65歳以上の者」の46.0%）を上回っている。

年次推移をみると、「単独世帯」と「夫婦のみの世帯」の者（子等と同居していない者）の割合は上昇傾向となっている。また、「子と同居している者」の割合は急激に低下する傾向にある。ただし、そのうちの「配偶者のいない子と同居している者」の割合が年々増加していることについては、留意が必要である（図3参照）。

図3 家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合の年次推移



注) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

(出所) 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

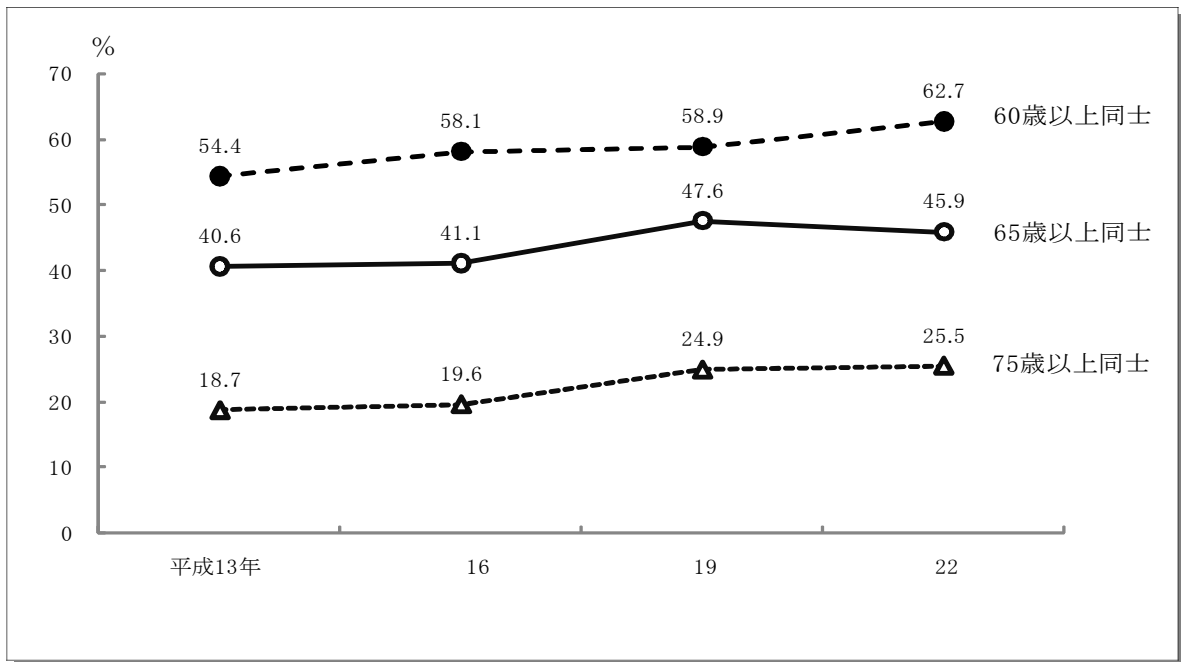
9 世帯類型別にみた「高齢者世帯」の「夫婦のみの世帯」（65歳以上の者のみで構成されている）に限らない。

配偶者のいない子が65歳以上の親と同居しているケースが増加していることを踏まえると、老親の介護が同居する子にとって切迫した問題となってくることが考えられる。また、このケースでは、子が親の介護のために結婚を諦めていることも考えられる。親の介護のために子が離職しなくても済むような社会制度の条件整備を図らなければならない。介護休業制度の更なる拡充と併せて、介護保険制度等による地域包括ケアシステムの構築とサービス基盤の整備が必要であろう。

一方、65歳以上の「単独世帯」の増加とは、いわゆる「独居老人」が増えているということである。また、「夫婦のみの世帯」にいる65歳以上の者が増加し続けている。これは、いわゆる「老老介護」や「遠距離介護」が増え続けるということを意味する。ちなみに、65歳以上の者同士による介護・要介護は、既に45.9%に達している（図4参照）。

いずれのケースにおいても、家族介護への過度の依存は家族の崩壊につながりかねない。利用者本位の地域包括ケアシステムの普及を急がなければならない。

図4 年齢別にみた同居の主な介護者と要介護者等の割合の年次推移



（出所） 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

（3）児童のいる世帯の状況

ア 「高齢者のいる世帯」は増え続けているが、「児童のいる世帯」は減少している

全世帯に占める「65歳以上の者のいる世帯」は、昭和61年に976万9千世帯（26.0%）であったが、平成22年には2,070万世帯（42.6%）と過去最高となった。これに対し、「児童のいる世帯」¹⁰は、昭和61年に1,736万4千世帯（46.2%）もあったが、平成22年

10 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。「児童のいる世帯」には、その中に「母子世帯」と「父子世帯」のほとんどが含まれており、「高齢者世帯」もわずかながら含まれることがある。

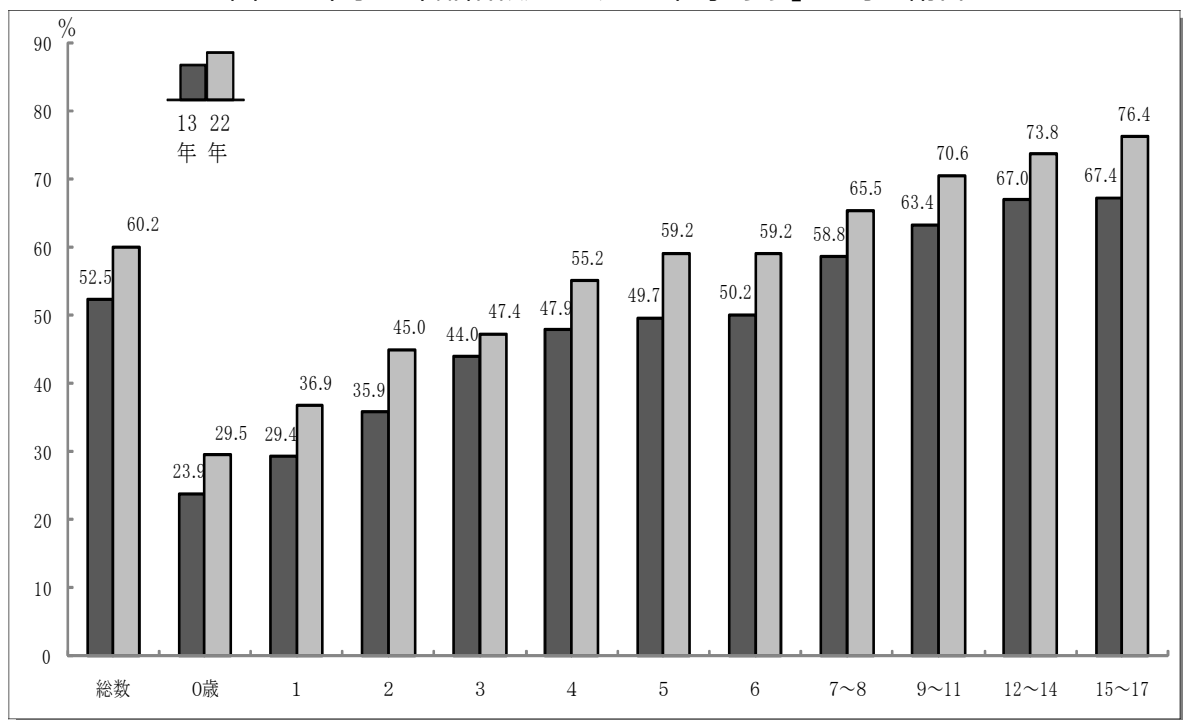
には1,232万4千世帯（25.3%）まで減少した。また、「児童のいる世帯」の1世帯当たり平均児童数は、昭和61年には1.83人であったが、平成22年には1.70人と過去最低となっている。

「児童のいる世帯」を世帯構造別にみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が866万9千世帯（70.3%）、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」が81万3千世帯（6.6%）、これらを合計した「核家族世帯」が948万3千世帯（76.9%）であるのに対し、「3世代世帯」は232万世帯（18.8%）にすぎない。「3世代世帯」は昭和61年には468万8千世帯（27.0%）あったが、この間、減少傾向が続き、世帯数が半減した。

イ 「児童のいる世帯」における母は6割が仕事を持っている

「児童のいる世帯」における「仕事あり」¹¹の母の割合は60.2%となっている。末子（ひとりっ子の場合はその子）の年齢階層別にみると、末子の年齢が高くなるにしたがって、「仕事あり」の割合が高くなっている。また、平成13年と比較すると、いずれの年齢階級においても「仕事あり」の割合が高くなっている（図5参照）。

図5 末子の年齢階級別にみた「仕事あり」の母の割合



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

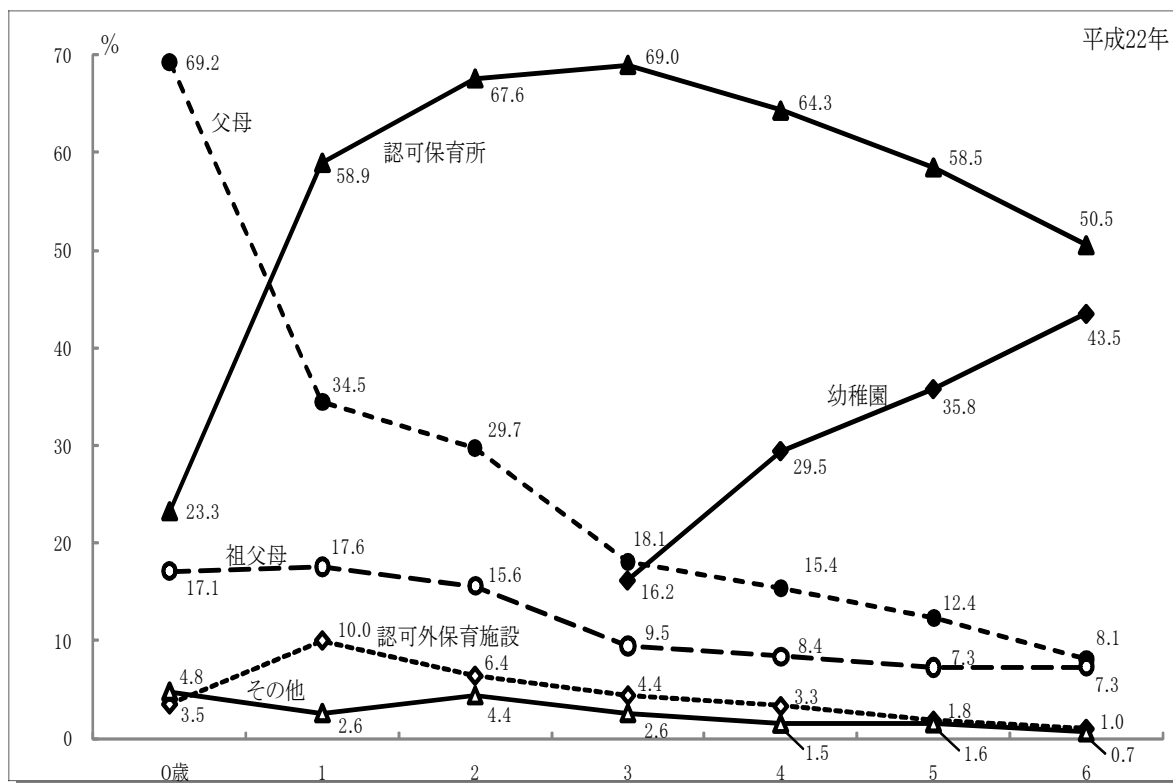
ウ 仕事と家庭の両立にとって、認可保育所の役割はきわめて大きい

「仕事あり」と答えた母の末子が乳幼児である場合、その日中の保育状況を年齢別に

11 「仕事あり」とは、平成22年5月中に所得を伴う仕事を持っていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしていなかった場合でも、職場の就業規則などで定められている育児休業期間中である場合等については、「仕事あり」に含めている。

みると、0歳児は父母が保育している割合が69.2%で最も高くなっている。また、1歳児から6歳児までは認可保育所の割合が5割を超え、2歳児と3歳児では7割近くに達している。なお、3歳児から6歳児までは、年齢が高くなるにしたがって、幼稚園の割合が増えているものの、いずれの年齢でも認可保育所を下回っている（図6参照）。

図6 末子の乳幼児の年齢別にみた仕事ありの母の世帯における日中の保育状況の割合
(複数回答)



(出所) 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

0歳児については、父母が利用できる育児休業制度が一定の役割を果たしているものの、23.3%の0歳児が認可保育所の保育サービスを現に利用していることにも留意が必要である。

また、0歳児から2歳児までの保育を祖父母が担っているケースも少なくない（10%台後半）が、この数値は3世代世帯の割合とほぼ符合しており、今後の動向は3世代世帯の割合がどのように推移するかによるのではないと思われる。

保育所の待機児童は、ほとんどが0歳児から2歳児までとなっている。幼稚園は3歳児以降の幼児教育の場であるから、既存の保育所と幼稚園を合体するだけでは、0歳児から2歳児の待機児童問題は解決しない。

他方、3歳児以降について、待機児童問題が大幅に緩和されているのは、幼稚園の存在が大きい。待機児童問題に限っていえば、幼稚園ではカバーできない0歳児から2歳児までの保育をどうするかが問われているのである。

(4) 15歳以上の者の就業の状況

ア 女性のM字カーブは、今なお仕事と家庭の両立が困難であることを物語っている

15歳以上の者の仕事の有無を性別、年齢別にみると、男性は30歳から54歳までの「仕事あり」の割合が9割を超える台形型となっている。これに対し、女性は30代後半を底とするM字型となっている（図7参照）。

「仕事あり」と答えた女性を年齢階級、配偶者の有無、子どもの有無別にみると、「配偶者なし・子どもなし」の者は、20代後半を頂点（90%弱）に緩やかな右肩下がりの台形となっている。その一方で、「配偶者あり・子どもあり」で仕事を持っている女性は、20歳代で30%台にすぎないが、40歳代から50歳代前半では70%前後まで急上昇している。また、「配偶者なし・子どもあり」の者（母子世帯の母）は、20代後半から50代前半まで、仕事ありの割合が8割を超える台形型となっている（図8参照）。

図7 男女別・年齢別階級別にみた仕事ありの者の割合

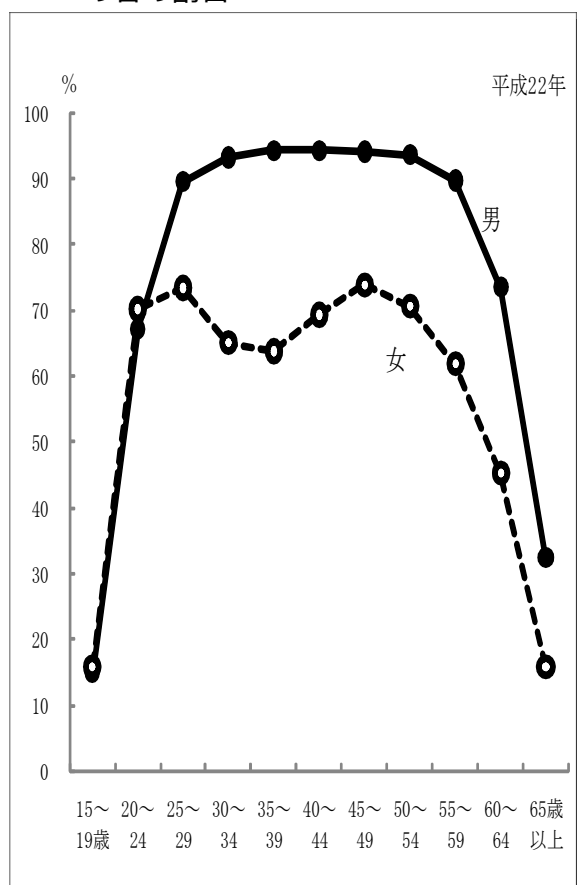
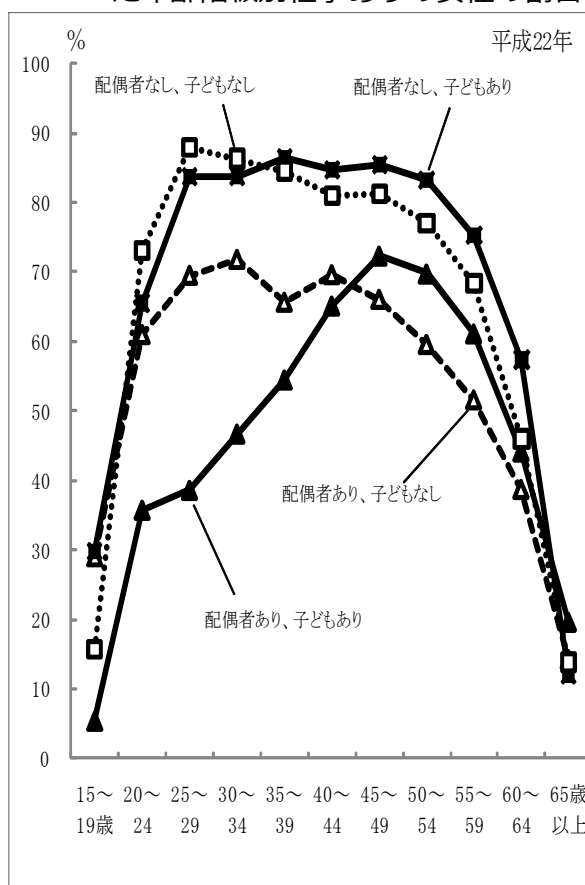


図8 配偶者の有無、子どもの有無別にみた年齢階級別仕事ありの女性の割合¹²



(出所) いずれも厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

12 「平成22年 国民生活基礎調査の概況」では、「年齢階級別にみた仕事ありの女の配偶者の有無、子どもの有無の割合」と表記されているが、このグラフは配偶者の有無の割合や子どもの有無の割合を示したものであるから、上述のように表記を改めた。

「配偶者あり・子どもあり」で仕事を持っている女性について観察できる特異な傾向は、結婚と出産・育児が新卒就職先からの離職の大きな要因となっているとともに、子どもの教育費などの家計負担が再就職の動機となっていることを伺わせる。

女性の再就職後の処遇については、低賃金のパート労働等による非正規雇用の受け皿になっているものと思われる（図9参照）。したがって、M字カーブの左肩では雇用の継続が、M字カーブの右肩では雇用の質が課題である。

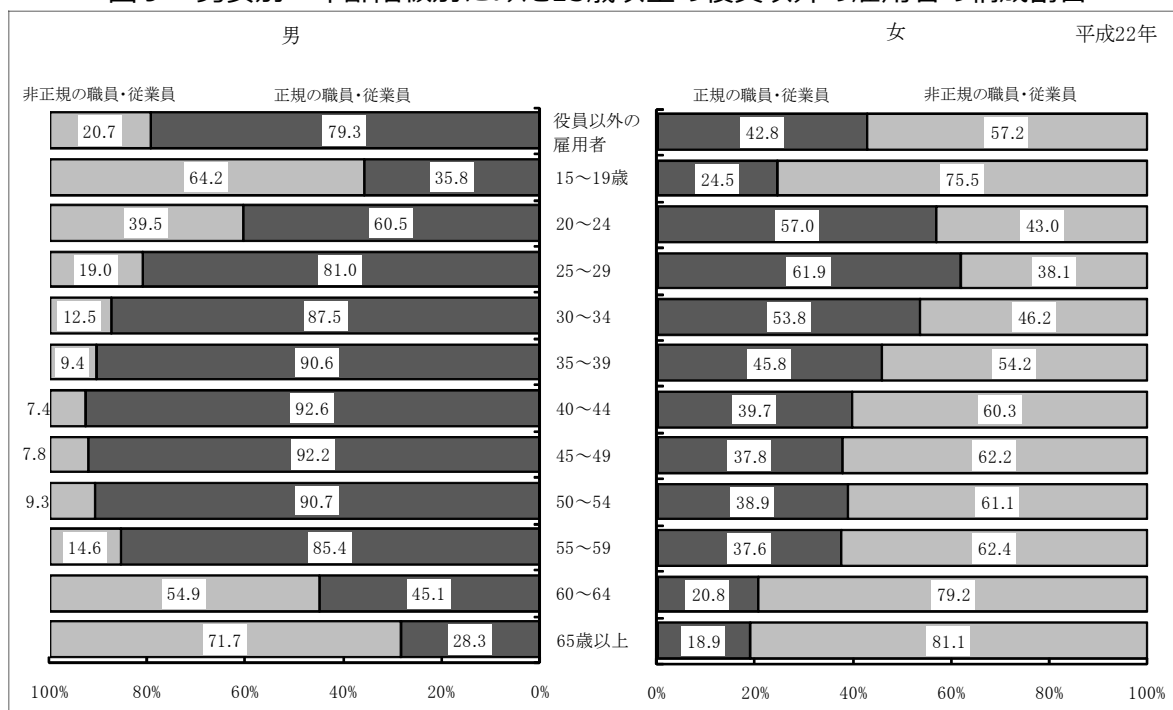
なお、女性の就業に関するM字カーブは、他の先進諸国ではみられない現象である。我が国においても、年次推移をみると、M字の底が高年齢（グラフでは右）にシフトしつつ浅くなる傾向にある。ただし、女性でも配偶者なしのグループでは元々台形型を維持していることから、M字の底が浅くなってきていることの原因が非婚化と晩婚による少産化であるとする、我が国では、仕事と家庭は未だ両立できていないことになる。M字カーブが解消に向っているからといって、根本的な問題は解決していないのである。

また、「配偶者なし・子どもあり」で仕事を持っている女性、すなわち母子世帯の母の就業状況については、一般男性の就業実績と比べても遜色はない。したがって、今後も賃金、労働安全衛生等の労働条件の改善と保育環境の整備が重要な課題である。

イ 男性雇用者の非正規割合は約2割、女性雇用者の非正規割合は約6割にも達する

「仕事あり」の者のうち、役員以外の雇用者を男女別・年齢階級別にみると、男性は「25～29歳」から「55～59歳」まで、「正規の職員・従業員」¹³の割合が8割を超えてい

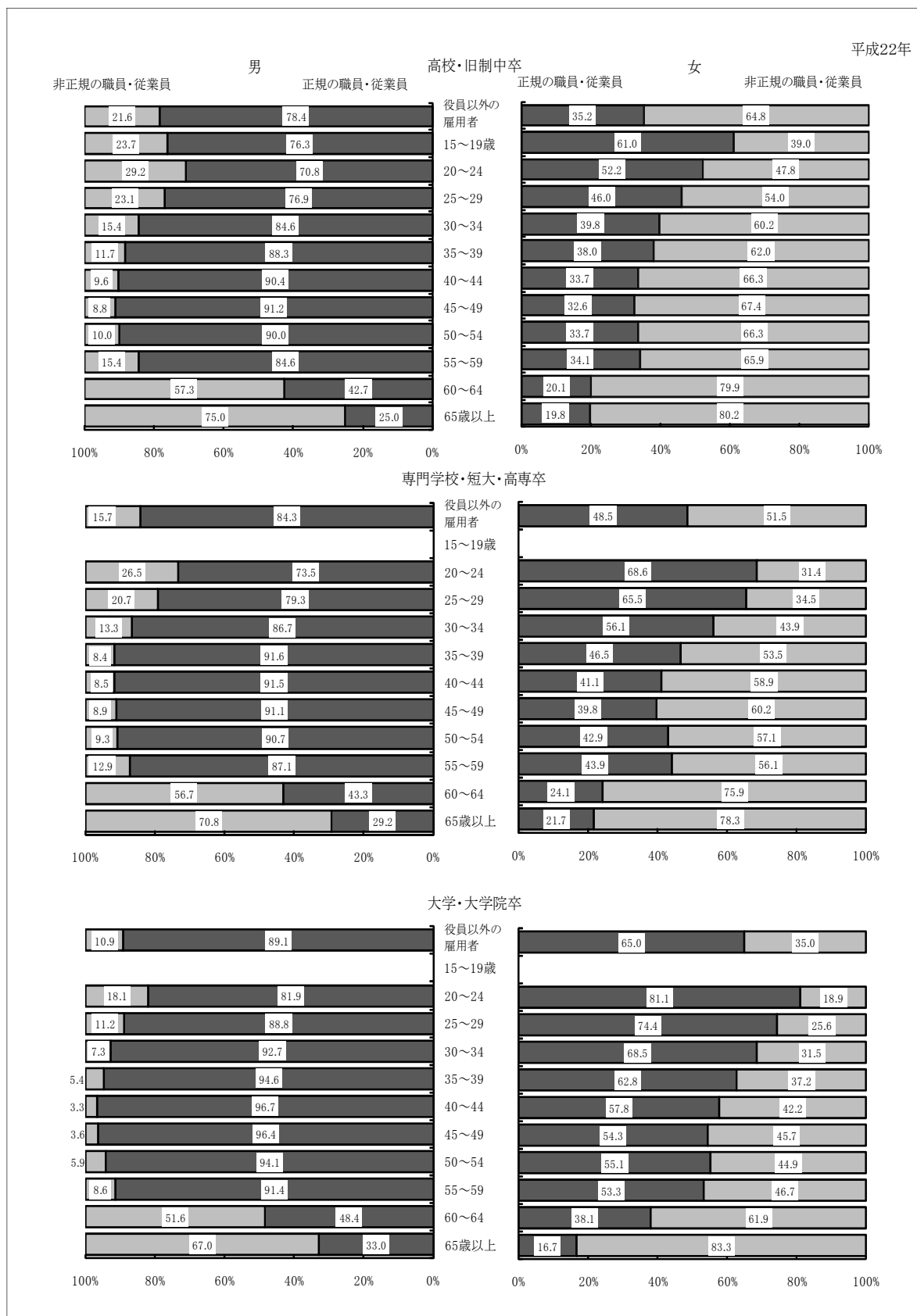
図9 男女別・年齢階級別にみた15歳以上の役員以外の雇用者の構成割合



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

13 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれているものをいう。

図10 男女・年齢階級、学歴別にみた15歳以上の役員以外の雇用者の構成割合



(出所) 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

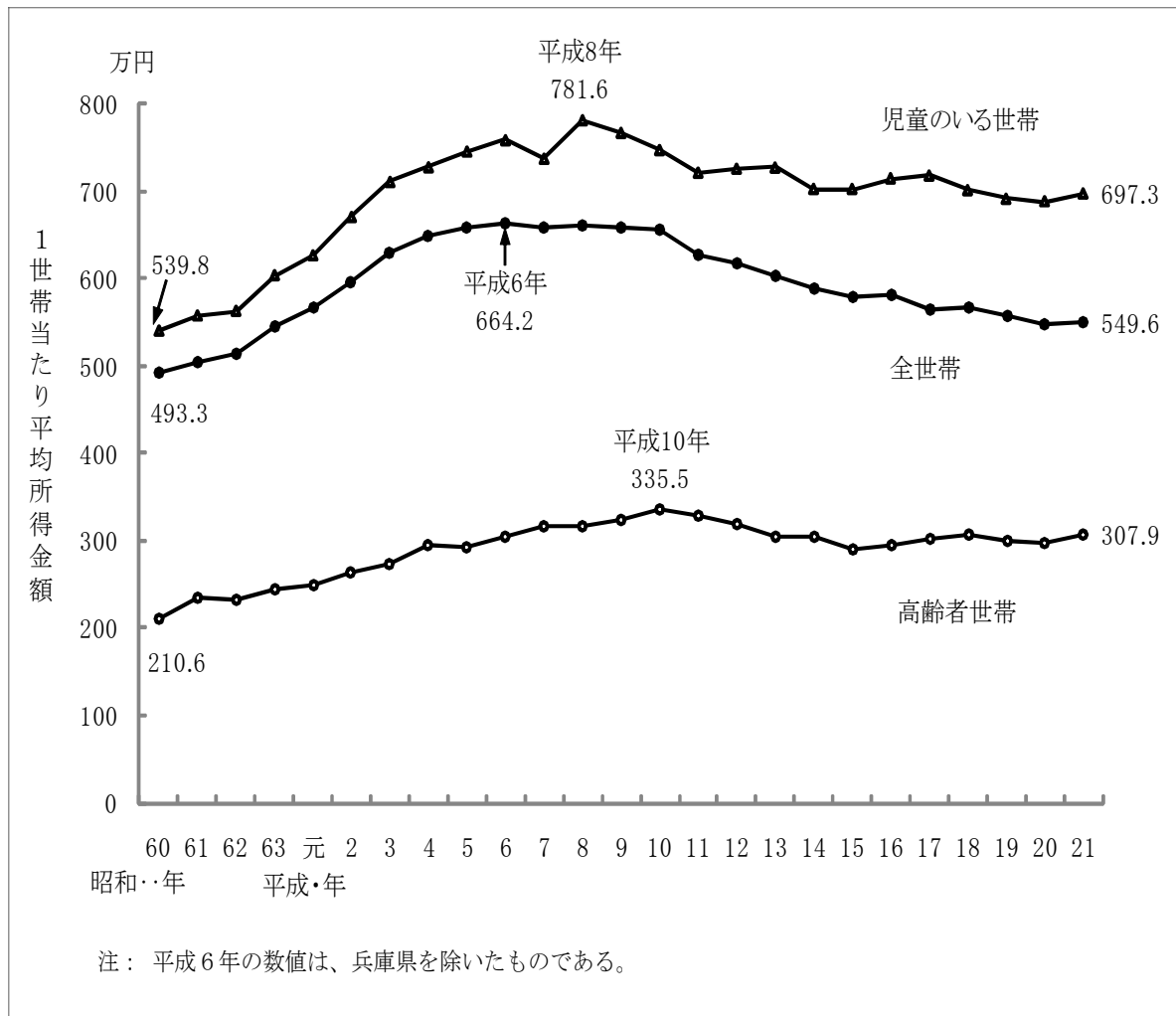
る。他方、女性については、「20～24歳」から「30～34歳」までは「正規の職員・従業員」の割合が5割を超えているものの、それ以外の年齢階級では「非正規の職員・従業員」¹⁴の割合が多くなっている（図9参照）。

役員以外の雇用者を男女別・年齢階級、学歴別にみると、男性、女性とも学歴が高くなるにしたがって「正規の職員・従業員」の割合が高くなっている。また、女性は、いずれの学歴においても、年齢が高くなるにしたがって「非正規の職員・従業員」の割合が高くなる傾向にある（図10参照）。

（5）各種世帯の所得等の状況

ア 1世帯当たりの平均所得金額（年間）は平成6年から約115万円も減少している

図11 1世帯当たりの平均所得金額の年次推移



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

14 「非正規の職員・従業員」とは、パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託などをいう。

各種世帯の所得¹⁵の状況をみると、平成21年の1世帯当たりの平均所得金額は、「全世帯」では549万6千円、そのうち「児童のいる世帯」では697万3千円、「高齢者世帯」では307万9千円となっている。対前年増加率をみると、「全世帯」では0.4%、「児童のいる世帯」では1.3%の微増に対し、「高齢者世帯」では3.7%の増加となっている。

中期的なスパンでみると、「全世帯」で平成6年の664万2千円をピークに約115万円も減少した（17.3%減）。そのうち「児童のいる世帯」では平成8年の781万6千円をピークに約84万円、「高齢者世帯」では平成10年の335万5千円をピークに約28万円、それぞれ減少している（図11参照）。これでは、個人消費が冷え込むはずである。

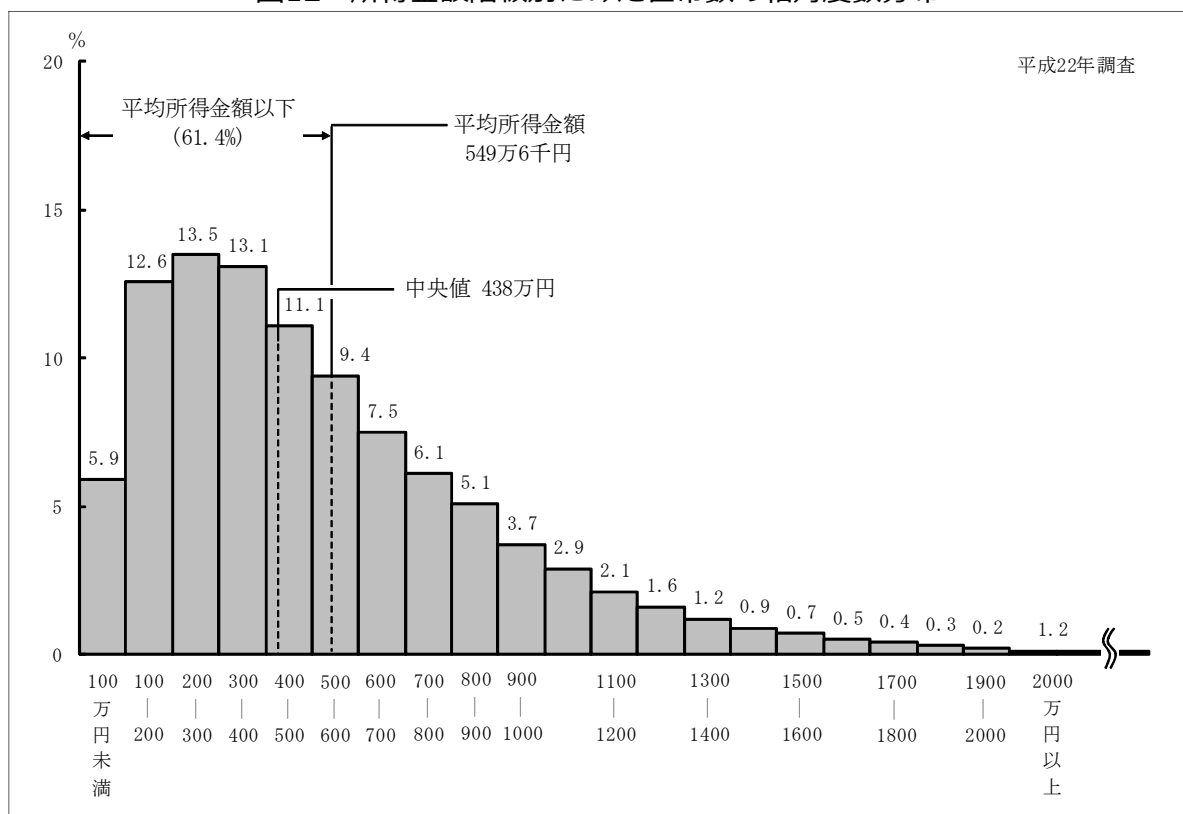
イ 年間の平均所得金額は549万6千円であり、平均所得以下の世帯が61.4%を占める

「全世帯」の1世帯当たり平均所得金額は549万6千円であるが、それ以下の世帯の割合は61.4%となっている。

中央値（所得の低い者から高い者へと順に並べて2等分する境界値）は、平均所得金額よりかなり低い438万円である。

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、割合の多い順に200万円台が13.5%、300万円台が13.1%、100万円台が12.6%となっている（図12参照）。

図12 所得金額階級別にみた世帯数の相対度数分布



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

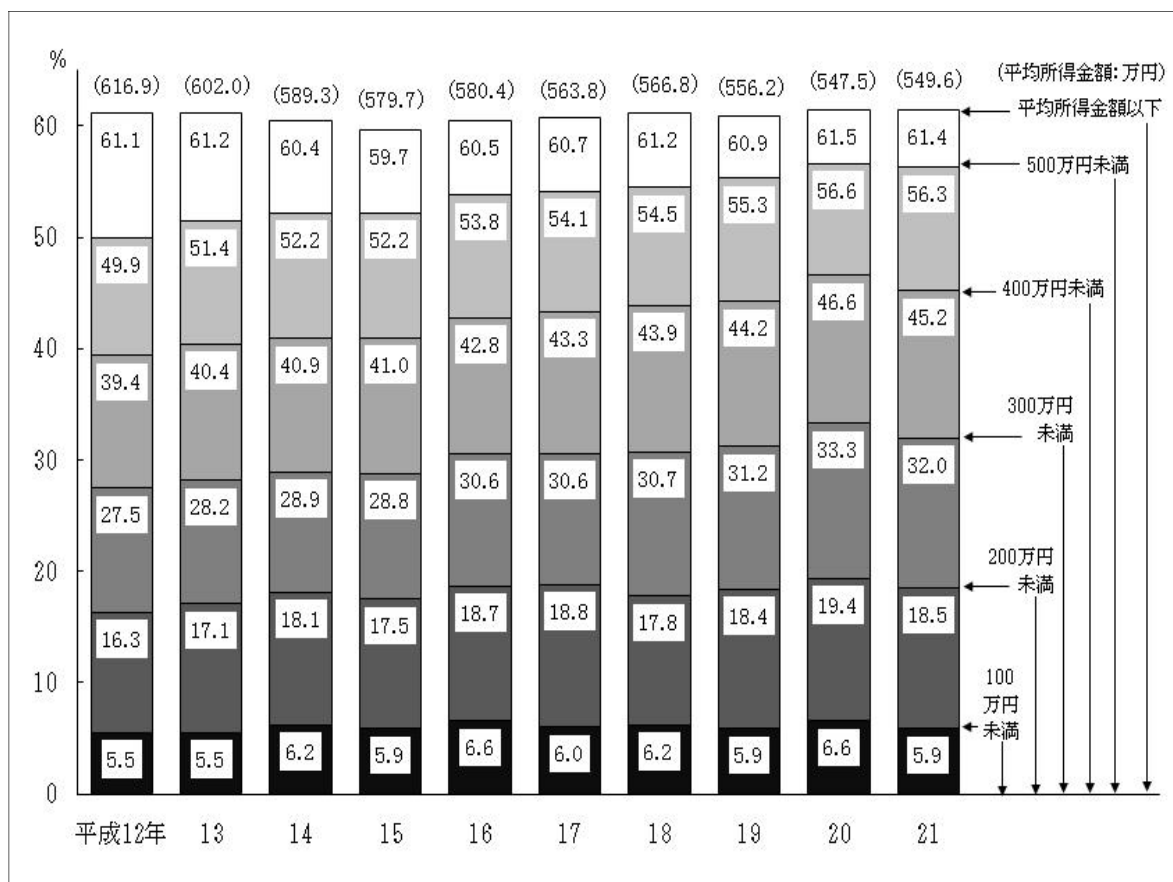
15 「平成22年 国民生活基礎調査」の「所得」とは、平成21年1月1日から12月31日までの1年間における税・社会保険料の控除前の税込み所得をいう。いわゆる「可処分所得」ではない。

ウ 平均所得金額以下の世帯において、所得の低下現象が進行している

平均所得金額以下の世帯において、所得金額階級別に累積度数分布をみると、500万円未満は56.3%となっており、平成13年以降、5割を超えている。また、200万円未満、300万円未満、400万円未満、500万円未満のいずれにおいても、中期的にみると、その割合が増加している傾向がみてとれる（図13参照）。

この統計データが明らかにしているのは、平均所得金額以下の世帯において、所得の低下現象が進行しているという事実である。これが後述する貧困率の動向にも影響を与えているものと思われる。

図13 平均所得金額以下の世帯の所得金額階級別にみた累積度数分布



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

エ 世帯人員1人当たりの平均所得金額は、高齢世代よりも若年世代の方が低い

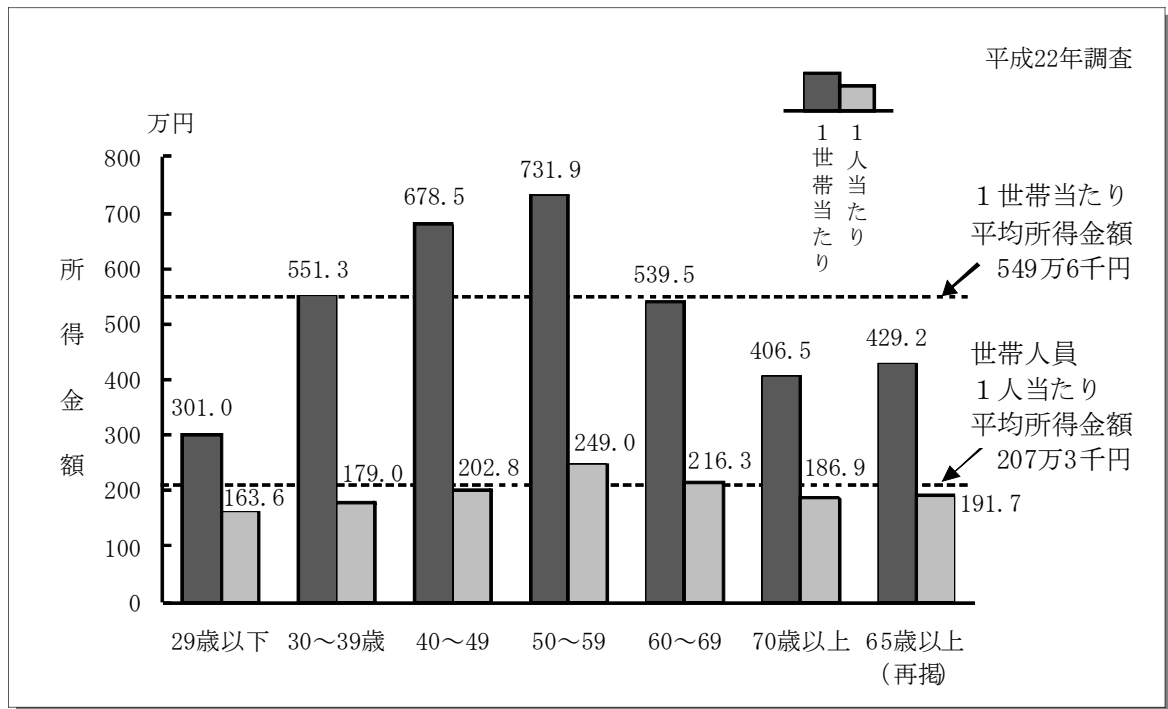
世帯主の年齢階級別に1世帯当たりの平均所得金額をみると、50歳代が731万9千円で最も高く、次いで40歳代が678万5千円、30歳代が551万3千円となっており、最も低いのは20歳代以下の301万円となっている。

世帯主の年齢階級別に世帯人員1人当たりの平均所得金額をみると、50歳代が249万円です最も高く、他方、最も低いのは20歳代以下の163万6千円となっている。

また、世帯主が60歳代の世帯人員1人当たりの平均所得金額は216万3千円で、全世

帯の世帯人員1人当たり平均所得金額207万3千円を上回っており、世帯主が40歳代以下の世帯の世帯人員1人当たり平均所得金額よりも高くなっている。世帯主が70歳以上の世帯においても、世帯人員1人当たりの平均所得金額186万9千円は、全世帯の平均所得金額よりは低いものの、30歳代以下の世帯人員1人当たり平均所得金額を上回っている（図14参照）。

図14 世帯主の年齢階級別にみた1世帯、世帯人員1人当たり平均所得金額



(出所) 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

オ 1世帯当たりの雇用者所得は、この10年間で80万円近く減少している（賃金デフレ）

所得の種類別¹⁶に1世帯当たりの平均所得金額の構成割合をみると、「全世帯」では「稼働所得」が74.3%、「公的年金・恩給」が18.6%であるが、「高齢者世帯」では「公的年金・恩給」が70.2%、「稼働所得」が17.3%となっている。

また、「稼働所得」のある1世帯当たりの平均稼働所得金額は543万円となっており、その年次推移をみると、平成12年の「稼働所得」は627万6千円であったことから、この間、「稼働所得」は85万円近く減っていることになる。

さらに、「稼働所得」の種類別¹⁷にみると、「雇用者所得」が538万4千円となっている。その年次推移をみると、平成12年の「雇用者所得」は614万6千円であったことか

16 所得の種類には、「稼働所得」、「公的年金・恩給」、「財産所得」、「年金以外の社会保障給付金」（医療保険、介護保険等の現物給付は除く）、「仕送り・企業年金・個人年金等」の区分がある。

17 「稼働所得」の種類には、「雇用者所得」、「事業所得」、「農耕・畜産所得」、「家内労働所得」の区分があり、ここでは、各所得総額をその所得のある世帯数で割った金額を示している。

ら、この間、「雇用者所得」は80万円近く減少していることになる。家計サイドからみた国民生活基礎調査においても、賃金デフレの深刻な実態がはっきりと読み取れる。

カ 世帯人員1人当たりの平均所得は、「母子世帯」では「高齢者世帯」の半分以下

「全世帯」、「高齢者世帯」、「児童のいる世帯」、「母子世帯」のそれぞれについて、1世帯当たりの平均所得金額と世帯人員1人当たりの平均所得金額を比較してみる。

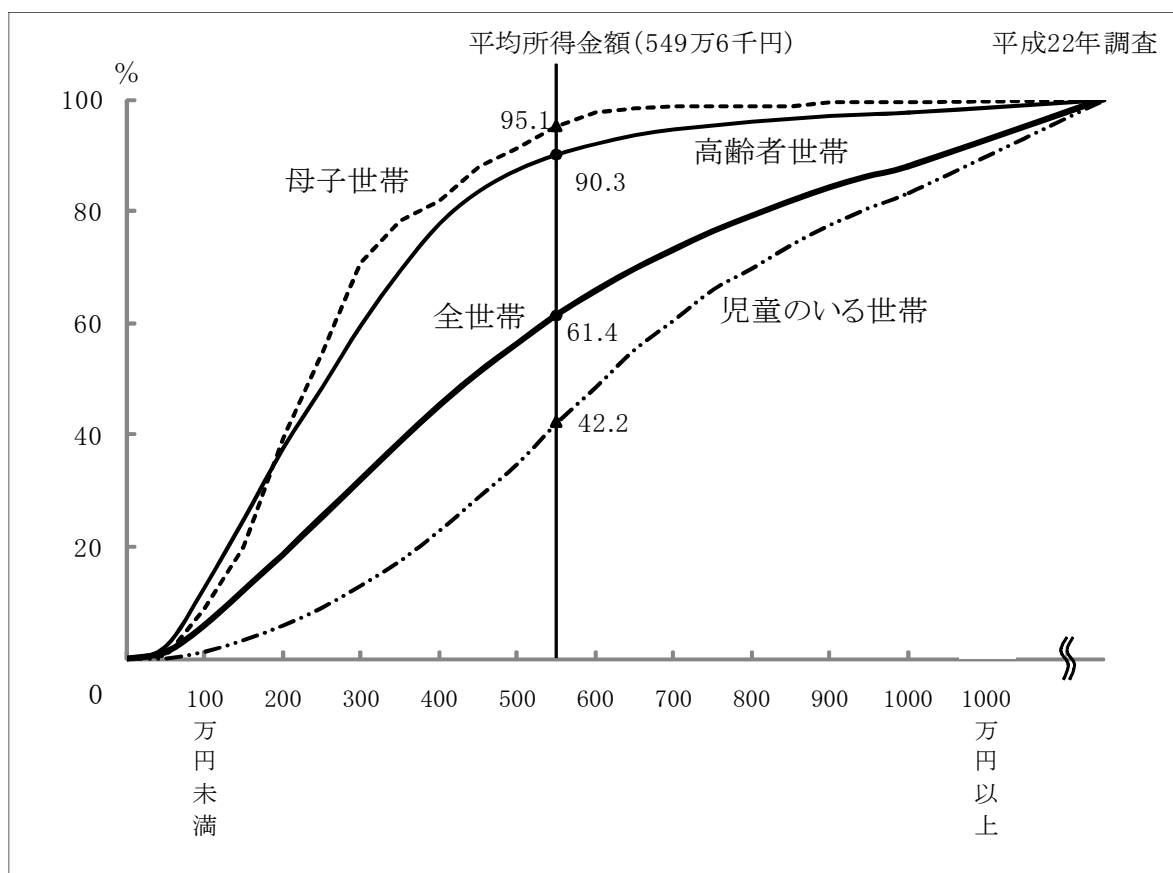
「全世帯」の1世帯当たりの平均所得金額と世帯人員1人当たりの平均所得金額は、549万6千円と207万3千円であるのに対し、「高齢者世帯」では、307万9千円と197万9千円となっている。

「児童のいる世帯」では、1世帯当たりの平均所得金額は697万3千円であるが、世帯人員1人当たりの平均所得金額は166万9千円に低下する。また、「母子世帯」では、1世帯当たりの平均所得金額が262万6千円とそもそも低い水準にあるが、世帯人員1人当たりの平均所得金額をみると、97万1千円にすぎない。

キ 「母子世帯」と「高齢者世帯」では、平均所得金額以下の世帯が9割を超えている

1世帯当たりの所得金額階級別に世帯数の分布をみると、平均所得金額以下の割合が、「全世帯」では61.4%、「児童のいる世帯」では42.2%であるのに対し、「母子世帯」では95.1%、「高齢者世帯」では90.3%となっている（図15参照）。

図15 1世帯当たりの所得金額別にみた世帯数の累積度数分布



(出所) 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

(6) 貧困率の状況

ア 相対的貧困率とは何か

平成22年の国民生活基礎調査から、所得等の状況に関する記述に続いて、所得格差を示す指標の一つである貧困率の状況についても、その結果が掲載されることになった。

日本の相対的貧困率については、厚生労働省が平成21年10月、初めて公式に発表し、少なからぬ反響を呼んだところである。平成18年時点の貧困率は15.7%、子どもの貧困率は14.2%であり、子どもの7人に1人が貧困状態にあるというものであった。そのため、これをどう評価すべきか、様々な論議がなされたのである。日本の相対的貧困率は、国民生活基礎調査のデータを基に算出されている。今回公表された平成22年の国民生活基礎調査の結果においては、平成21年時点の相対的貧困率の数値が明らかにされた。

まず、貧困率に言及する前に、「相対的貧困」とは何か、相対的貧困率の算出方法などについて、簡単に説明しておこう。

貧困に関する社会指標には、絶対的貧困率と相対的貧困率がある。

「絶対的貧困」とは、最低限の衣食住が確保されず生命の存続すら脅かされるような貧困状態をいう¹⁸。このような状態では、人びとは栄養失調や凍え死ぬほどの状況下に置かれることになる。日本人は、貧困というと、終戦直後の物資が極端に不足していた時代を思い起こしたり、アフリカなどの飢餓や難民キャンプの光景を想起することが多い。そこでイメージされている貧困は「絶対的貧困」である。

これに対し、経済協力開発機構（OECD）、ヨーロッパ連合（EU）などの国際機関や多くの先進諸国が用いている貧困の概念は、「相対的貧困」と呼ばれるものである。

「相対的貧困」とは、人が社会の中で生活するためには、その社会の中でほとんどの人が享受している普通の習慣や行為を行うことができない状態と定義されている。人は生物的存在であると同時に、社会の一員として機能する社会的な存在である。その社会の一員として生きていく（具体的には、学んだり、働いたり、結婚生活を営んだり、子育てをしたり、友人や親戚と付き合ったりする）ために必要な社会的条件を満たす生活レベルにあるか否かが重要な問題である¹⁹。ある社会の中で、このような相対的貧困の状態にある者の割合を示す社会指標が相対的貧困率（relative poverty rate）である。

我が国では、国立社会保障・人口問題研究所作業班がOECDに提供している貧困率

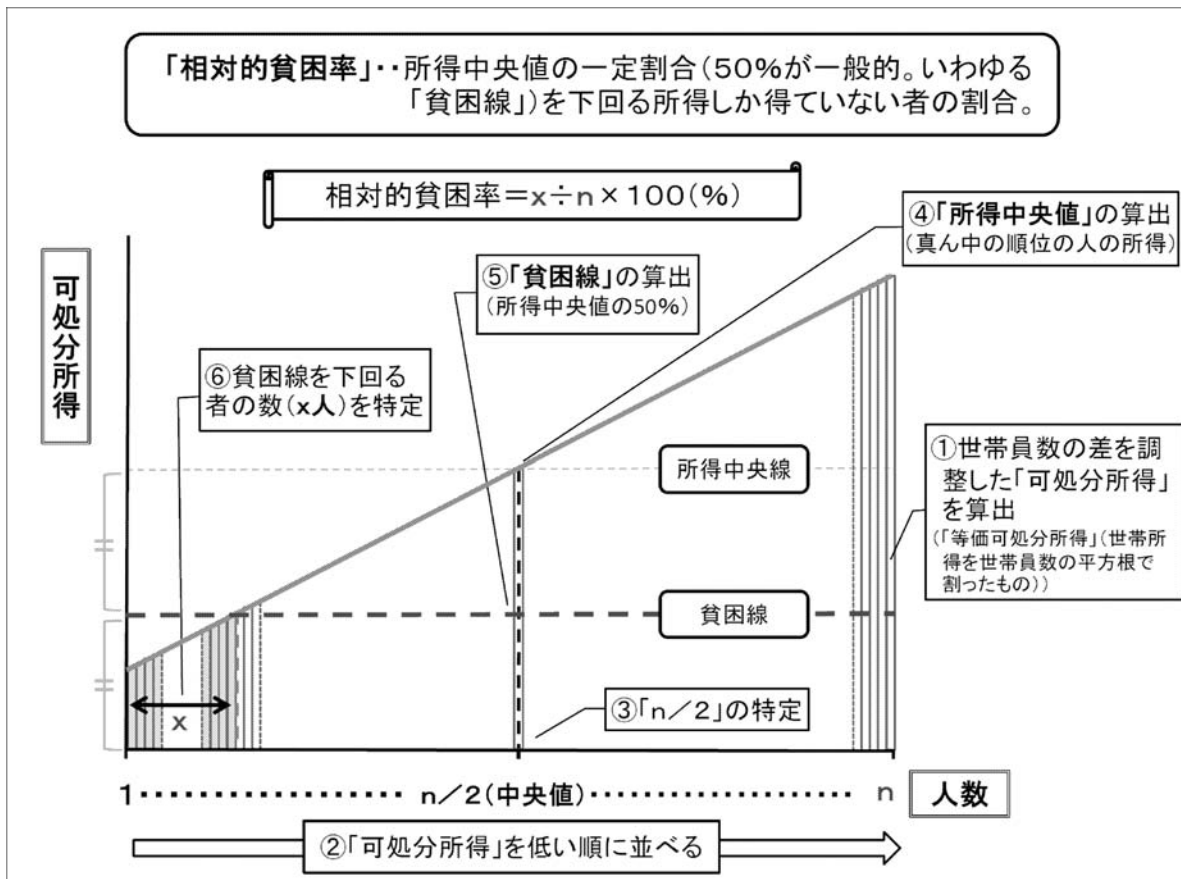
18 世界銀行は、絶対的貧困を「1日1ドル以下」または「年間370ドル以下」で生活している状態と定義している。

19 「貧困とは相対的なものである」と論じたのは、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）の教授であった社会学者ピーター・タウンゼンド（Peter B. Townsend）である。"tea" を例に「相対的貧困」を次のように説明している。"tea" はカロリー・ゼロであり栄養的には意味がなく、したがって、人は"tea" がなくても死ぬわけではない。しかしながら、英国社会において、あるいは英国人にとって "tea time" という習慣は、家族、親族、友人や同僚、近隣の人びととの人間関係や社会的ネットワークを築き保つためには不可欠な行為である。人が社会の一員として機能するには、絶対的貧困ラインを上回っているだけでは足りない。それぞれの社会には固有の（したがって相対的な）最低限の生活水準というものがあり、そういった指標を用いて生活水準の一面を測るべきであるという（"The Concept of Poverty" 『貧困の概念』1970等）。

の作成基準によって、厚生労働省が国民生活基礎調査のデータを基に相対的貧困率を算出している。その作成基準によると、相対的貧困率の算定に用いられる「所得」には、一年間の収入から直接税（所得税・住民税・固定資産税）と社会保険料を除いた可処分所得²⁰が用いられている。一方、「資産」については、算定に当たって、その多寡を考慮しないことになっている。

また、相対的貧困率では、世帯ごとに異なる世帯員数の差を調整する²¹ため、「等価可

図16 相対的貧困率の意義とその算定方法



(出所) 厚生労働省「相対的貧困率の公表について」(平成21年10月20日)

20 ここにいう「所得」には、「就労所得」、「財産所得」、「現金給付として受給した社会保障給付（公的年金等）」、「仕送り等」が含まれるが、「保健・医療、介護サービス等の現物給付」は含まれない。

21 この調整は、相対的貧困率が個人単位の指標を指向しているためである。これに対し、我が国の格差指標は世帯単位で算出されることが多い。例えば、厚生労働省の「所得再分配調査」では、ローレンツ曲線を用いたジニ係数で、世帯の当初所得の不平等度、再分配後の所得の不平等度が計測され、その間の改善率が税と社会保障のそれぞれについて、示されている。世帯単位の統計数値に依拠しているため、日本の所得格差の拡大についても、その大部分は高齢化（比較的低所得層の多い「高齢者の単独世帯」もしくは「高齢者のみの世帯」の増加）による「見せかけ」のものとの指摘があった（大竹文雄著『日本の不平等』（日本経済新聞社 2005）。国際標準は、個人単位の所得分配に関心を寄せている（岩本康志のブログ 2009/10/21）。

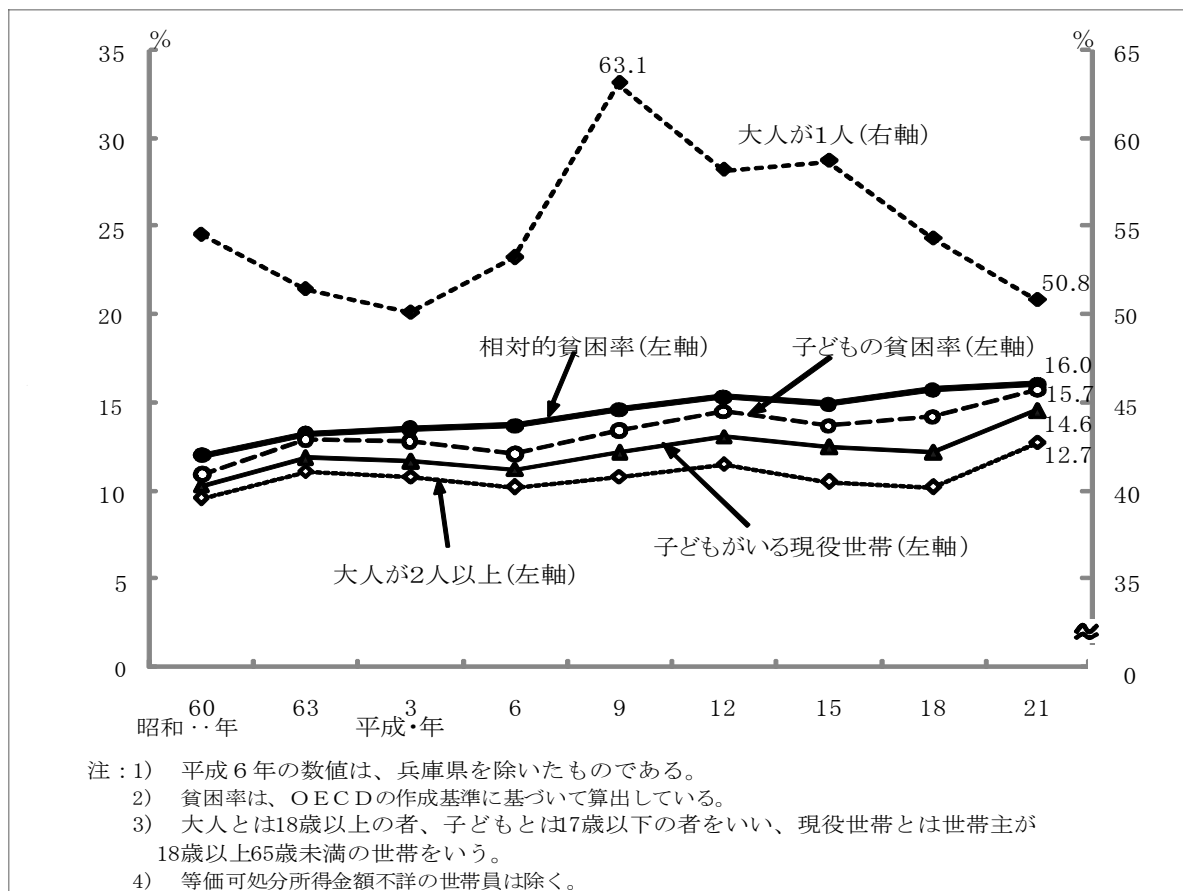
< <http://blogs.yahoo.co.jp/iwamotoseminar/MYBLOG/yblog.html> >

処分所得」²²を用いる。

この「等価可処分所得」を低い順に並べて、全サンプルの中央値（人数ベース）に当たる「等価可処分所得」の50%水準²³を、いわゆる「貧困線」とする。相対的貧困率とは、この貧困線に満たない世帯員の数が全サンプルに占める割合をいう（図16参照）。

イ 相対的貧困率（16.0%）、子どもの貧困率（15.7%）、いずれも過去最高となった平成21年における「貧困線」（等価可処分所得の中央値の50%ライン）は112万円（実

図17 相対的貧困率の年次推移



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

22 「等価可処分所得」とは、世帯ごとに異なる世帯員数の差を調整するため、「世帯所得」を世帯員数の平方根で割ったもので、「等価世帯（可処分）所得」ともいう。「世帯所得」を世帯員数の平方根で割るとは、仮に「世帯所得」を400万円とした場合、世帯員数が2人のときは $400万円 \div \sqrt{2} \approx 283万円$ 、世帯員数が3人のときは $400万円 \div \sqrt{3} \approx 231万円$ 、世帯員数が4人のときは $400万円 \div \sqrt{4} = 200万円$ をその世帯に属する世帯員1人ひとりの所得とみなすということである。

人数で割るのではなく、平方根で割るのは世帯の消費に規模の経済が働くことを考慮している。どのような調整方法がいいのかもずいぶん研究されたが、この単純な方法でもうまく近似できていると考えられるようになり、簡便さが評価されたという実務上の理由でこの方法が定着した（岩本康志のブログ 2009/10/21）。

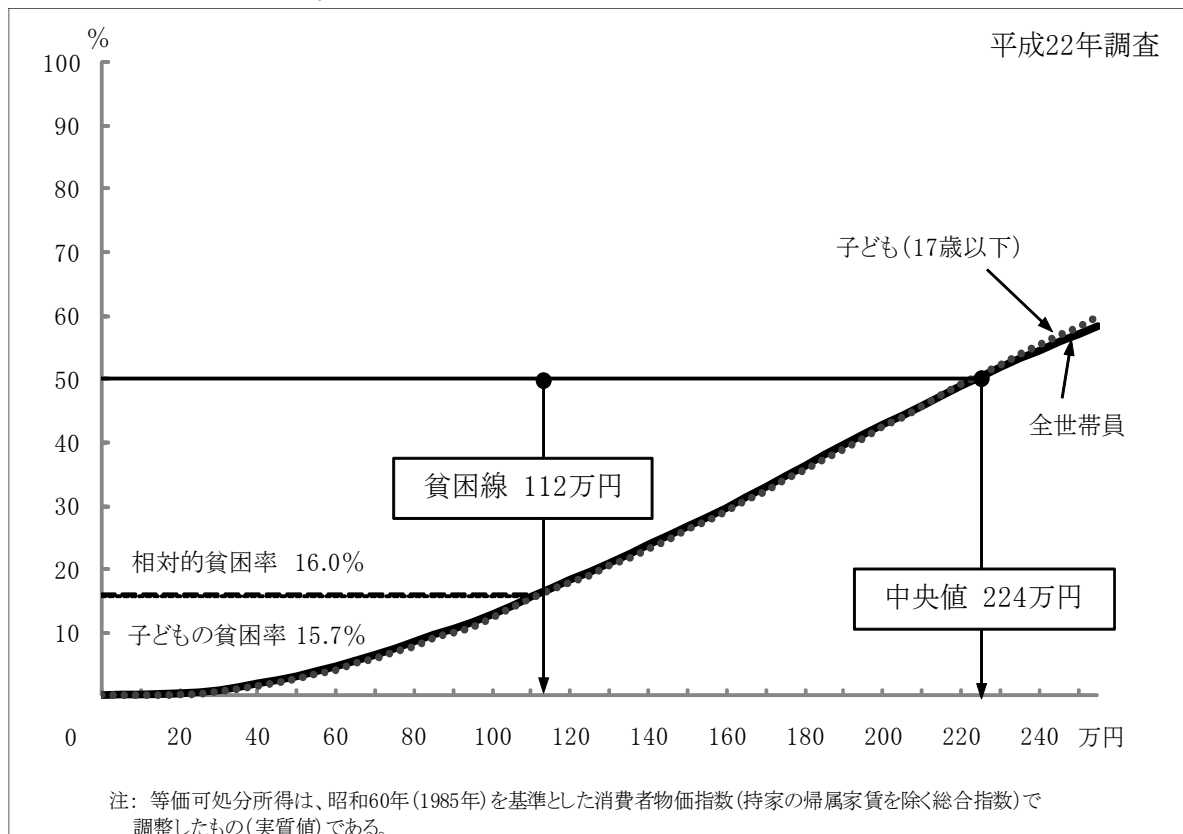
23 EUは50%ではなく60%を用いている。また、英国では50%から60%に引き上げられた。

質値)²⁴となっており、相対的貧困率は16.0%であった。また、子どもの貧困率²⁵は15.7%となっている（図17及び図18参照）。

前回調査の平成18年と比較すると、「貧困線」（実質値）が前回の114万円より2万円下がって112万円となっているにもかかわらず、相対的貧困率が15.7%から0.3%ポイント、子どもの貧困率が14.2%から1.5%ポイントも上昇している。この点については、とりわけ留意が必要である。

「子どもがいる現役世代」²⁶の世帯員についてみると、貧困率は14.6%となっており、

図18 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



（出所）厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

24 等価可処分所得の金額は、時系列で分析できるようにするため、調査年の等価可処分所得（名目値）を昭和60年を基準とした消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く）総合指数で調整している。

平成21年の名目値は、等価可処分所得の中央値が250万円、その50%は125万円。実質値は、等価可処分所得の中央値が224万円、その50%は112万円である。

前回調査の平成18年の名目値は、等価可処分所得の中央値が254万円、その50%は127万円。実質値は、等価可処分所得の中央値が228万円、その50%は114万円であった。

25 「子どもの貧困率」は、18歳未満の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）に満たない18歳未満の子どもの割合をいう。

26 以下、「大人」とは18歳以上の者をいい、「子ども」とは18歳未満の者をいう。また、「現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

そのうち「大人が1人の世帯員」では50.8%²⁷、「大人が2人以上の世帯員」では12.7%²⁸となっている。年次推移をみると、相対的貧困率、「子ども」の貧困率、「子どもがいる現役世帯」の貧困率、「大人が2人以上いる世帯員」の貧困率については、いずれも中期的には上昇傾向にある。また、「大人が1人の世帯員」（ほとんどが母子世帯と思われる）の貧困率については、上下の振幅が大きいものの、いずれの時点においても50%という高い水準を超えており、特段の留意が必要となっている（図17参照）。

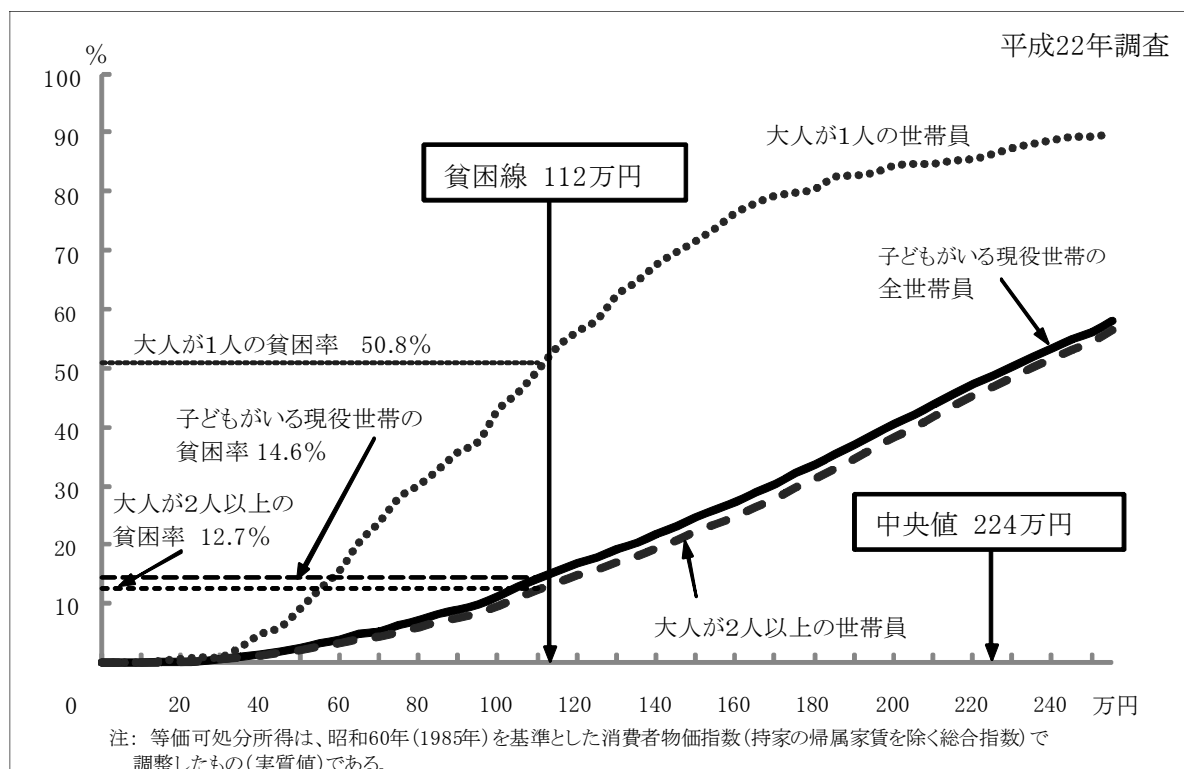
ウ 子どもの貧困については、特に母子世帯の子どもが深刻な状況にある

「子どもがいる現役世帯」のうち、「大人が1人の世帯員」の貧困率が高いことについて、等価可処分所得金額別の世帯員数の累積度数分布で確認しておこう。

まず、「全世帯員」と「子ども」とでは、ほぼ同様の分布となっている（図18参照）。

次に、「子どもがいる現役世帯」については、「大人が2人以上の世帯」と「大人が1人の世帯」に分類することができるので、それぞれの世帯員の累積度数分布をみてみよう。「全世帯員」と「大人が2人以上の世帯員」では、ほぼ同様の分布となっている。

図19 「子どもがいる現役世帯」の等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



(出所) 厚生労働省「平成22年 国民生活基礎調査の概況」

27 「大人が1人の世帯員」の貧困率は、「現役世帯」のうち「大人1人と18歳未満の子どものいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

28 「大人が2人以上の世帯員」の貧困率は、「現役世帯」のうち「大人2人と18歳未満の子どものいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいう。

ところが、「大人が1人の世帯員」（ほとんどが母子世帯）については、「全世帯」と「大人が2人以上の世帯員」の累積度数分布と大きく乖離していることが分かる。等価可処分所得金額が30万円台から160万円台に集中した分布となっているのである（図19参照）。

4. おわりに

以上、平成22年の国民生活基礎調査について、世帯、所得、貧困率等に関する調査結果から、いくつかのトピックスをその政策的インプリケーションを含めてみてきた。

最後に紹介した相対的貧困率については、第1に「所得」だけで「資産」を考慮していないこと、第2に貧困線に満たない者の頭数の割合にすぎず貧困の実態を明らかにしていないこと、第3に中央値の50%を貧困線としていることについて確固たる論証があるわけではないことなど、いくつかの問題点が指摘されている。しかし、こういった指標があることによって、どのような属性の人びとが貧困状態にあるのか、そういう人びとが増えているのか、減っているのかなど、政策の立案や評価を行う上で必要となる重要な事実を知ることができる。

そういう意味で、今後の国民生活基礎調査の公表に当たっては（特別集計を待つことなく）、母子世帯の貧困率だけでなく、高齢者（夫婦・単身（男女別））、障害者（児）、正規雇用者・非正規雇用者などの貧困率についても、その現状と動向を明らかにすべきであろう。また、算定の基礎となる「所得」についても、「当初所得」と「再分配後の所得」のそれぞれについて、相対的貧困率を算出し、公表すべきではないか。この間の改善度合いが明らかになれば、我が国の税と社会保障による所得再分配の効果についても、きめ細かな検証ができるようになるからである。

（補遺1）ダグラス=有澤の法則

図8をみると、「配偶者なし」のグループと比較して、「配偶者あり」のグループの方が総じて、「仕事あり」の割合が低くなっている。しかもその割合が安定的でない。これは、ダグラス=有澤の法則²⁹が現在の日本においても、部分的にはあるが、観察できることを示している。

したがって、主たる家計維持者（配偶者）の所得が低下もしくは不安定化すると、「配偶者あり」の女性による労働供給は増えることが想定される。「このような場合には、賃金下落→妻の就業増→労働市場の一層のゆるみ→賃金下落→・・・、という形で、賃金の下落が更なる賃金の下落を呼ぶ危険性も出てくる」³⁰ことに留意しなければならない。

29 ダグラス=有澤の法則（Douglas-Arisawa's law）とは、家計の中核的労働力の所得水準とそれ以外の労働力の有業率との間には負の相関関係がみられるというもの。コブ=ダグラス型生産関数を案出したポール・ダグラス（Paul H. Douglas）が1930年代のアメリカにおいて実証分析から導き出し、有澤広巳はこの法則が日本でも当てはまることを実証した。労働供給行動の分析には、労働者個人だけでなく家計も考慮する必要があることを示している。

30 清家篤『労働経済』（東洋経済新報社 平成14年）54～55頁

（補遺 2）ジニ係数と相対的貧困率

国民生活・経済・社会保障に関する調査会に参考人として招かれた東京大学社会科学研究所の大沢真理教授は、ジニ係数と相対的貧困率の性質について、次のように述べている。「通常、格差についてはジニ係数が指標として使われるが、これは、簡単に言うと、所得の真ん中あたりの人とそれ以上の人との格差の格差を表す³¹。…これに対して、相対的貧困率というのは、…所得の分布の真ん中からそれより半分よりも下にどれくらいの人々がいるかということを表している。どちらも格差の指標ではあるが、真ん中から上を見た格差なのか、真ん中から下を見た格差なのか」³²という違いがある。

（補遺 3）中間層への課税強化による相対的貧困率の引下げ

図16でも明らかなように、「相対的貧困率とは、定義上、中央値近くの層と低所得者層との差であり、所得が低い層の間の格差である」。このことから、税負担の在り方について、「相対的貧困率との関係では、中間層と低所得層の税率の差が小さいこと、特に欧米との比較で中間層の税率が低いことが、日本の相対的貧困率を高くする方向に影響している」³³とし、中間層への増税の必要性を示唆する論文もある。確かに、課税の強化によって、図16の④「所得中央値」の所得中央線を引き下げれば、自動的に貧困線の水準も下がることから、貧困線を下回る者の数も減少し、相対的貧困率は低下する。

しかし、これでは日本社会の強みといわれた中間層の厚みが薄くなってしまう。こうした影響が懸念されることから、政策の在り方としては議論の分かれるところであろう。まずは、貧困線を下回る者の所得を引き上げるための対策を講ずることが本筋である。

（補遺 4）米国の貧困率統計

米国のセンサス局は2011年9月16日、「2010年の貧困率は15.1%で、3年連続の上昇となっている。貧困者の数は4,620万人で、調査開始以来最多となった」と発表した³⁴。

この米国の貧困率は、OECD基準の相対的貧困率ではない。行政予算管理局が毎年、家族構成に応じた「最低限の市民生活を営める所得水準」を貧困ラインとして設定し、センサス局が所得調査によって、これを下回る層を集計し、公表しているものである。

国際比較には適さないものの、米国内での経年変化をみると、貧困率、貧困者数ともに深刻の度合いを増している。2011年秋、ウォール街に端を発した「格差是正デモ」が瞬く間に全米各地に広がった。その背景には、こうした社会事象の変化があるのである。

31 ジニ係数には、突出した高額所得者が存在すると敏感に反応する特性がある。例えば、十分に大きな母集団を考えると、高所得者が1人で残りが低所得者である場合、ジニ係数は限りなく大きくなる（1に近づく）。逆に、低所得者が1人で残りが高所得者である場合、ジニ係数は限りなく小さくなる（0に近づく）。

32 第177回国会参議院国民生活・経済・社会保障に関する調査会会議録第7号10頁（平23.5.11）

33 太田清『日本の所得再分配 国際比較でみたその特徴』ESRI Discussion Paper Series No. 171（内閣府経済社会総合研究所 平成18年）

34 United States Census Bureau "Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States:2010"